

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第112号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表行財政局の款総務部の項中

「



」を「



」

に改め、同款コンプライアンス推進室の項中「行政不服審査課長」を「行政不服審査・内部統制評価課長」に、「業務監察係長」を「業務監察係長 内部統制評価係長」に改め、同款税務部の項中

「

資産税課	資産税係長 家屋係長 土地係長 償却資産係長
収納対策課	収納企画係長 指導第一係長 指導第二係長 指導第三係長 高額滞納整理係長

」を

「

資産税課	資産税係長 家屋係長 土地係長 償却資産係長
------	------------------------

」に改める。

第1条第1項の表総合企画局の款中

「

総合政策室	政策総務課長 広域連携・大都市制度課長 S D G s ・レジリエンス戦	庶務係長 調査係長 広域連携係長 大都市制度係長 S D G s ・レジリエンス戦略係長 創生戦略係長 市民協働企画係長 市民協働推進係長 京都創生係長 大学企画係長 留学生支援係長 大学連携推進係長
-------	--------------------------------------	--

」を

	略課長 創 生戦略課長 市民協働 課長 京都 創生課長 大学政策課 長	
--	---	--

」

「

都市経営戦 略室	都市経営戦 略課長	都市経営戦略係長
総合政策室	政策総務課 長 広域連 携・大都市制 度課長 S D G s ・レジ リエンス戦 略課長 創 生戦略課長 市民協働 課長 京都 創生課長 大学政策課 長	庶務係長 調査係長 広域連携係長 大都市制度係長 S D G s ・レジリエ ンス戦略係長 創生戦略係長 市民協 働企画係長 市民協働推進係長 京都 創生係長 大学企画係長 留学生支援 係長 大学連携推進係長

に改める。

」

第1条第1項の表文化市民局の款市民スポーツ振興室の項中「スポーツ企画課長」を「スポーツ企画課長 スポーツ施設課長」に改める。

第1条第1項の表産業観光局の款産業企画室の項中「産業プロジェクト推進課長」を「ひと・しごとと環境整備課長 食の京都推進課長」に、「産業プロジェクト推進係長」を「ひと・しごとと環境整備係長 担い手確保・育成対策係長 食の京都推進係長」に改め、同款商工部の項及び新産業振興室の項を次のように改める。

産業イノベーション推進室	イノベーション事業統括課長 ライフ・グリーン産業振興課長 企業立地推進課長 産業用地創出課長	企画係長 事業推進係長 ライフ・グリーン産業振興係長 企業立地推進係長 産業用地創出係長
地域企業イノベーション推進室	地域企業振興課長 スタートアップ支援・イノベーション拠点整備課長 商業振興課長	経営支援係長 地域企業振興係長 ソーシャル・イノベーション創出支援係長 スタートアップ支援係長 イノベーション拠点整備係長 振興係長 地域商業活性化係長
クリエイティブ産業振興室	クリエイティブ産業企画課長 伝統産業課長 コンテンツ産業振興課長	企画係長 染織係長 工芸係長 コンテンツ産業振興係長

第1条第1項の表産業観光局の款観光MICE推進室の項中「地域連携観光課長 京の食文化普及促進課長」を削る。

第1条第1項の表保健福祉局の款生活福祉部の項中「適正化係長」を「適正化係長 生活困窮者自立支援係長」に改め、同款医療衛生推進室の項中

「

健康安全課	企画係長 感染症予防係長 健康危機対策係長 食品安全係長	
医務衛生課	管理係長 生活衛生係長 薬務係長 動物愛護係長 医務係長 事業推進係長	を

」

「

医療衛生企画課	企画係長 管理係長 感染症企画第一係長 感染症企画第二係長 感染症対策第一係長 感染症対策第二係長 医務係長 薬務係長 食品安全係長 食品監視係長 生活衛生係長 動物愛護係長 事業推進係長
---------	--

に、「管理係長 感染症対策

」

第一係長 感染症対策第二係長」を「管理係長」に改める。

第1条第1項の表子ども若者はぐくみ局の款子ども若者未来部の項中「管理係長 企画係長」を「管理係長」に、「企画係長 貧困家庭の子ども対策係長」を「貧困家庭の子ども対策係長」に改め、同款幼保総合支援室の項中「保育利用調整課長 施設整備耐震化課長

民営保育施設課長」を「利用者支援・待機児童対策課長 民営保育施設課長 認可外保育施設課長」に、「公営保育所業務推進課長 地域子育て支援課長」を「公営保育所業務推進課長」に、「保育安全対策推進課長」を「保育施設支援課長」に、「待機児童対策係長 保育利用調整係長 施設整備耐震化係長」を「施設整備耐震化係長 利用者支援・待機児童対策係長」に、「認可給付係長」を「認可給付係長 認可外保育施設係長」に改める。

第1条第1項の表都市計画局の款まち再生・創造推進室の項中「再生・創造企画課長」を「再生・創造企画課長 都市づくり推進課長」に改め、同款都市景観部の項中

「

開発指導課	審査係長 指導第一係長 指導第二係長
-------	--------------------

を

」

「

開発指導課	審査係長 指導第一係長 指導第二係長
広告景観づくり推進課	広告物企画係長 広告物審査第一係長 広告物審査第二係長 広告物審査第三係長 広告物適正化第一係長 広告物適正化第二係長

に改め、同款広告景観づく

」

り推進室の項を削る。

第1条第1項の表建設局の款土木管理部の項中「橋りょう第一係長」を「計画係長 橋

りょう第一係長」に改め、同款みどり政策推進室の項中「公園管理課長」を「公園管理課長 公園利活用企画課長 公園利活用事業推進課長」に、「公園利活用係長」を「公園利活用企画係長 公園利活用事業推進係長」に改める。

第1条第2項の表中

「

京都の未来を支える財源 創出プロジェクトチーム	持続可能な行財政の確立に向けた施策の調査、研究及び企画
多文化共生のまちづくり 推進プロジェクトチーム	多文化共生のまちづくりを通じた地域の活性化に向けた施策の調査、研究及び企画

を

「

多文化共生のまちづくり 推進プロジェクトチーム	多文化共生のまちづくりを通じた地域の活性化に向けた施策の調査、研究及び企画
----------------------------	---------------------------------------

に改め、

」

同条第9項中「文化芸術政策監」の右に「，都市経営戦略監」を加える。

第2条中第20項を第21項とし、第3項から第19項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 都市経営戦略監は、上司の命を受け、都市経営に関する重要政策を統括するとともに、市長が特に必要があると認めるときは、局長その他職員を指揮監督する。

第7条適正処理施設部の款施設管理課の項第8号中「こと」の右に「(南部クリーンセンター第二工場に併設する環境学習施設に関することを含む。)」を加え、同款施設建設課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第8条総務部の款総務課の項中第11号を第13号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) ふるさと納税寄付金に関すること。

(9) 地方創生応援税制に関すること。

第8条コンプライアンス推進室の款第8号を次のように改める。

(8) 内部統制に関する事務（地方自治法第150条による地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定及び変更並びに体制の整備並びにこれらの評価等をいう。）の統轄に関すること。

第8条財政部の款財政課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同条資産活用推進室の款第6号中「行財政局資産活用担当局長」を「行財政局財政担当局長」に改め、同款第11号中「広告事業」の右に「及びネーミングライツ（本市の施設等の通称を命名する権利をいう。）」を加え、同款第26号中「及び財産区」を削り、同条税務部の款収納対策課の項を削る。

第9条総合政策室の款の前に次の1款を加える。

#### 都市経営戦略室

- (1) 都市経営に関する調査，企画，連絡及び調整並びに事務の統轄に関する事。
- (2) 特命事項に関する事。

第9条プロジェクト推進室の款第1号を削り、同款第2号を同款第1号とする。

第10条文化芸術都市推進室の款文化芸術企画課の項第9号中「交響楽団及び」を削り、同項に次の1号を加える。

- (1) 京都市交響楽団に関する事。

第10条共生社会推進室の款第13号を削る。

第11条産業企画室の款を次のように改める。

- (1) 局の庶務に関する事。
- (2) 区役所等との連絡及び調整に関する事。
- (3) 産業及び観光に関する調査，企画並びに情報の収集及び提供に関する事。
- (4) 中小企業に係る金融支援に関する調査，企画，連絡及び調整に関する事。
- (5) 雇用対策の推進に係る施策の連絡及び調整に関する事。
- (6) 企業の社会貢献責任に係る支援に関する事。
- (7) 事業内職業訓練に関する事。
- (8) 食文化の普及の促進に関する事。
- (9) 計量検査に関する事。
- (10) 中央卸売市場第一市場及び中央卸売市場第二市場に関する事。
- (11) 信用保証協会に関する事。
- (12) 局内の他の課及び室の主管に属しない事。

第11条商工部の款及び新産業振興室の款を次のように改める。

#### 産業イノベーション推進室

- (1) 産業の振興に関する事。ただし、産業企画室、地域企業イノベーション推進室、

クリエイティブ産業振興室及び農林振興室の所管に属するものを除く。

- (2) 産業科学技術の振興に関する企画，調整及び推進に関すること。
- (3) 産業関係団体の指導及び助成に関すること。ただし，産業企画室，地域企業イノベーション推進室，クリエイティブ産業振興室及び農林振興室の所管に属するものを除く。
- (4) 新事業創出支援に関すること。ただし，地域企業イノベーション推進室及びクリエイティブ産業振興室の所管に属するものを除く。
- (5) 産学公の連携の推進に関すること。ただし，クリエイティブ産業振興室の所管に属するものを除く。
- (6) 産業（農林畜水産業を除く。）の立地対策に関すること。
- (7) 工場等集団化助成審議会，補助金条例第26条に規定する委員会（室が所管する事務に関するものに限る。）及び地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会に関すること。
- (8) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所に関すること。
- (9) 高度技術研究所に関すること。

#### 地域企業イノベーション推進室

- (1) 産業の振興に関すること。ただし，産業企画室，産業イノベーション推進室，クリエイティブ産業振興室及び農林振興室の所管に属するものを除く。
- (2) 中小企業の振興に関すること。
- (3) 中小企業に係る経営支援に関する調査，企画，連絡及び調整に関すること。
- (4) 新事業創出支援に関すること。ただし，産業イノベーション推進室及びクリエイティブ産業振興室の所管に属するものを除く。
- (5) 商店街振興組合法による事務に関すること。
- (6) 中小小売商業振興法による事務に関すること。
- (7) 大規模小売店舗立地法による事務に関すること。
- (8) 産業関係団体の指導及び助成に関すること。ただし，産業企画室，産業イノベーション推進室，クリエイティブ産業振興室及び農林振興室の所管に属するものを除く。
- (9) 商業施設の設置に係る指導及び紛争の調整に関すること。
- (10) 大規模小売店舗立地審議会及び商業集積審議会に関すること。

#### クリエイティブ産業振興室

- (1) 産業の振興に関する事。ただし、産業企画室、産業イノベーション推進室、地域企業イノベーション推進室及び農林振興室の所管に属するものを除く。
- (2) 伝統産業及びクラフトの振興に関する事。
- (3) 産業デザインに関する事。
- (4) 伝統産業関係団体の指導及び助成に関する事。
- (5) 新事業創出支援に関する事。ただし、産業イノベーション推進室及び地域企業イノベーション推進室の所管に属するものを除く。
- (6) 産学公の連携の推進に関する事。ただし、産業イノベーション推進室の所管に属するものを除く。
- (7) 首都圏における産業に関するシティセールスに関する事。
- (8) 伝統産業活性化推進審議会に関する事。
- (9) 指定管理者条例第16条に規定する委員会(室が所管する公の施設に関するものに限る。)に関する事。
- (10) 勸業館に関する事。

第11条農林振興室の款農林企画課の項第8号中「(傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的で行う鳥獣の捕獲に限る。)」を「等及び鳥類の卵の採取等(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に限る。)」に改め、同項第19号中「農業」を「農林業」に改め、同款林業振興課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第15号までを2号ずつ繰り上げる。

第12条健康長寿のまち・京都推進室の款介護ケア推進課の項中第23号を第27号とし、第10号から第22号までを4号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の4号を加える。

- (10) 介護保険の保険給付に関する事。
- (11) 介護保険法による介護給付及び予防給付の審査及び支給決定に関する事。
- (12) 介護保険法による地域支援事業に関する事。
- (13) 介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業の審査及び支給決定に関する事。

第12条医療衛生推進室の款健康安全課の項及び医務衛生課の項を次のように改める。

#### 医療衛生企画課

- (1) 室の所掌事務の連絡及び調整に関する事。



- (2) 感染症その他の疾病の予防に関すること。
- (3) 地域医療に関すること。
- (4) 家庭用品の衛生に関すること。ただし、衛生環境研究所の所管に属するものを除く。
- (5) 動物愛護に関する事業の推進に関すること。ただし、保健所及び動物愛護センターの所管に属するものを除く。
- (6) 京都市ペット霊園の設置等に関する条例による事務に関すること。
- (7) と畜場法による事務に関すること。ただし、衛生環境研究所の所管に属するものを除く。
- (8) 臨床検査技師等に関する法律による事務に関すること。
- (9) 医事及び薬事に関すること。
- (10) 市営墓地、深草墓園及び斎場に関すること。
- (11) 休日及び時間外の緊急時における医療の確保に関すること。
- (12) 医療従事者の確保に関すること。
- (13) 医療施設審議会及び地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会に関すること。
- (14) 衛生環境研究所及び動物愛護センターに関すること。
- (15) 上鳥羽公園に関すること。ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。
- (16) 旧看護短期大学に関すること。
- (17) 地方独立行政法人京都市立病院機構に関すること。
- (18) その他生活衛生、医療及び医務に関すること。

第12条医療衛生推進室の款医療衛生センターの項第1号を削り、同項第2号ただし書中「健康安全課」を「医療衛生企画課」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号ただし書中「医務衛生課」を「医療衛生企画課」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号ただし書中「医務衛生課」を「医療衛生企画課」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第13条子ども若者未来部の款子ども家庭支援課の項第26号中「及び子ども支援センター」を削る。

第14条都市企画部の款都市計画課の項中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 都市再生特別措置法による事務に関すること。

第14条都市景観部の款開発指導課の項第16号を次のように改める。

(16) 京都市既成宅地防災工事資金融資規則による事務に関する事。

第14条都市景観部の款に次の1項を加える。

広告景観づくり推進課

- (1) 屋外広告物等に係る調査、研究及び企画に関する事。
- (2) 屋外広告物法及び京都市屋外広告物等に関する条例による事務に関する事。
- (3) 景観法及び京都市市街地景観整備条例による事務に関する事。ただし、屋外広告物等に係るものに限る。
- (4) 優良広告物等への誘導に係る事務に関する事。
- (5) 京都景観賞審査委員会（屋外広告物に係る賞の選考に関するものに限る。）に関する事。

第14条広告景観づくり推進室の款を削り、同条建築指導部の款建築指導課の項第12号を次のように改める。

- (12) 建築基準法第49条に基づき定める条例による事務に関する事。

第14条住宅室の款すまいまちづくり課の項第14号中「及び八条市営住宅団地再生事業検討委員会」を削り、同項に次の1号を加える。

- (17) 京都市公有財産及び物品条例第13条に規定する委員会（課が所管する事務に関するものに限る。）に関する事。

第15条建設企画部の款建設企画課の項第5号を次のように改める。

- (5) 京都高速道路に関する事務の統轄に関する事。

第15条土木管理部の款土木管理課の項中第15号を第16号とし、第3号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 京都市道高速道路1号線の付属施設の設備に係る維持管理に関する事。

第15条土木管理部の款河川整備課の項第6号に次のただし書を加える。

ただし、土木管理課の所管に属するものを除く。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)